

# ぎっくり腰の労災認定

葵労務管理事務所 鍵谷 辰也

前号に引き続き労働災害について、今回は「業務上腰痛の労災認定基準」をご紹介します。ぎっくり腰は業務中に限らず、日常生活でもよく起こる疾患です。そのため、労働災害として認定されるためには注意すべきことがいくつかあります。

仕事にぎっくり腰になったといっても、業務遂行性は認められるとして、業務起因性・本当に業務に起因してぎっくり腰になったのか、日常生活など別の原因で腰を痛めたのではないか、判断が簡単ではない場合が有ります。これに関して厚生労働省「腰痛の労災認定」より引用します。

「なお、俗にいわれる『ぎっくり腰』は、日常的な動作の中で生じるので、たとえ仕事に発症したとしても、労災補償の対象とは認められません。ただし、発症時の動作や姿勢の異常性などから、腰への強い力の作用があった場合には業務上と認められることがあります。」

厚生労働省では、業務上腰痛の認定基準を次の2種類に区分し、それぞれ労災補償の対象と認定するための要件を定めています。労災補償の対象となる腰痛は、医師により療養の必要があると診断されたものに限りです。

## 1．災害性の原因による腰痛

負傷などによる腰痛で、次の 、 の要件をどちらも満たすものが該当します。

腰の負傷又はその負傷原因となった急激な力の作用が、工作中的の突発的な出来事によって生じたと明らかに認められること

腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させた  
と医学的に認められること

(例) 持ちあげる重量物が予想に反して、重かったり、逆に軽かったりする場合や、不適当な姿勢で重量物を持ちあげた場合のように、突発的で急激な強い力により腰を痛めた場合。

## 2．災害性の原因によらない腰痛

突発的な出来事が原因ではなく、重量物を取扱う仕事など日々の業務による腰部への負荷が徐々に作用して発症したと認められる腰痛が該当します。

(例) 毎日数時間程、腰にとって極めて不自然な姿勢を保持して行う業務に従事する者。

(電柱等にのぼり腰部を安全帯で固定して作業を行なう配電工事士など)

最後に、工作中的のぎっくり腰に限らずけがをした場合には、これが明らかに労働災害でないときは別としてどう判断すべきか迷った際は、認定を行う労働基準監督署に相談することをお勧めいたします。従業員が仕事にけがをした、事業主におかれてはそれがちょっとしたけがであっても早めに医師の診察を受けるよう指示するなど臨機に適切な判断が必要になります。

# 敷金と民法改正

弁護士 長谷川 留美子

賃貸借契約においては、借主から貸主に対して敷金を差し入れることが通常です。しかし、旧民法には、敷金についての定義規定などはありませんでした。

改正民法によれば、敷金とは、「いかなる名目によるかを問わず、賃料債務その他の賃貸借に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、賃借人が賃貸人に交付する金銭」をいいます。敷金は、賃貸借が終了し、かつ、貸主が賃貸物の返還を受けたときに、賃借人の債務を控除して残額が返還されます。

それでは、賃貸ビルの所有者が、賃借人が入居したままそのビルを売却するとき、賃借人から預かっていた敷金はどうなるでしょうか。

賃借人が賃貸ビルに入居している場合には、賃借人は建物の引渡をうけて賃借権の對抗要件を備えていますので（對抗要件を備えているというのは、第三者に対して権利を主張することができるということです。）、建物が譲渡されたときは、賃貸人たる地位は新所有者に当然に移転します。と同時に、敷金の返還債務も、新所有者に承継されます。これらのことが、改正民法には明記されました。例えば、賃借人が2か月後に退去したいと考えて賃貸人に解約通知をしたとき、解約通知の1か月後に賃貸ビルを譲渡すると、新所有者が敷金を返還しなければなりません。

しかし、上記の場合、賃借人が賃料不払い

をおこしていたとき、旧所有者は敷金から未払い賃料を回収したいと考えるでしょう。そのとき、敷金返還債務は、未払い賃料に敷金を充当した残額のみ移転するのか、それとも全額移転するのか、改正民法の規定上は明らかではありません。したがって、賃貸ビルを譲渡する場合には、未払い賃料をどうするのか、敷金返還債務をどうするのかなどについて、契約書できちんと取り決めをしておかないと、争いが生じてしまうでしょう。

ところで、従前から、賃貸借契約終了時に賃借人がどこまで原状回復義務を負うかによって敷金返還額が変わるため、原状回復義務の内容が争われてきました。これについては、判例によって一応決着がつかいましたが、改正民法には、判例の内容が明記されました。すなわち、賃借人は、賃借物を受け取った後（つまり、借り受けた後）にこれに生じた損傷がある場合において、賃貸借が終了したときは、その損傷を原状に復する義務を負いますが、この「損傷」には、通常の使用及び収益によって生じた賃借物の損耗並びに賃借物の経年変化は含まれません。もちろん、「損傷」が賃借人の責めに帰することができる事由によるものであるときも原状回復義務は負いません。

なお、商業ビルの賃貸では、「敷金」とは言わず、「保証金」という文言を使うことがよくありますが、冒頭の定義にあてはまるものであれば、敷金と同じです。

## (随想)

# 「ドナルド・トランプ」をめぐる

センター会長 杉浦 正康

かつてアメリカは世界のリーダー格と位置付けられていましたし、特に日本のばあいは第二次大戦によって敗戦国の立場となりアメリカによって直接占領される状態がしばらく続きました。その結果日本から見てアメリカは相対的に特別の存在であり必要以上に過大評価せざるを得ない状態でした。

アメリカはかつての冷戦時代には一方のリーダーとして間違いなくその力を発揮して確固たる位置を占めていましたし、のみならず世界一の強国としてある意味では世界全体をリードしていたと言っても過言ではない状態でした。

しかし最近のアメリカの状態はお世辞にも「世界に冠たるリーダー国」と言える状況ではなくなってしまいました。とりわけトランプ氏が大統領になってからのアメリカはとても『世界の一等国』などと言える国ではなくなってしまったとしか言いようがありません。その主たる原因はまさしく「ドナルド・トランプ」氏にあると言わざるを得ません。ある評者に言わせれば「彼はアメリカのダークサイドを象徴的に戯画化したカリカチュアのような存在であり、拝金主義・男尊女卑・傲慢・強引・攻撃的・厚顔無恥・勝つためなら手段を選ばないなど、アメリカ的なものの負の側面を誇張して漫画のキャラにしたらあんな感じになるような人物」という評価です。

ということは「何でもあり」ですから仮に選挙で負けても、ゴネ続けて大統領の座に居座

り続けるかも知れないのです。先の評者は「彼のこれまでの行動パターンから察するに、居座ろうとする可能性の方が高い。そして共和党の議員や支持者たちもその方が自分にとって『得』と見てトランプの嘘に乗っかり同調するだろう、彼らのモラルは残念ながらすでに崩壊している。」というのです。

筆者としてはそこまでひどいとは思いたくないのですが、果たしてどうなるのか大いなる関心を持って見届けたいと思っています。

以上はアメリカのことなので他人ごとで済ませることが出来るのですが問題は日本での問題です。最近の政治上の出来事を見ていますとどうも納得のいかないことが多いように見受けられます。たとえば日本学術会議の新会員の任命を巡る菅政権の対処方法なども疑惑が指摘されているようです。

日本学術会議が新会員候補として推薦した研究者のうち6人を菅政権が排除したという問題です。従来の慣例では日本学術会議が推薦したばあいを尊重して政府が任命する形だったのだそうですが今回推薦者の内6名を説明のない状態で排除してしまったというのです。排除された候補者についてはその後の調べによりますとどうやら政府の方針に対して批判的な意見を表明したことがある研究者であったということなのですが、そのことについての説明等は一切なしで済ませるのはフェアな態度とは言えませんし、今後禍根を残すこととなります。

# 康友会入会のご案内

康友会は当センターの顧問先様の研修・親睦団体として、各種講演会や経営懇談会、親睦旅行、パーティー、ゴルフコンペ、グルメの会等多岐にわたって活動し、多くのご賛同を得てまいりました。ご入会は法人でも個人でも受け付けております。未入会の皆様へ是非ご入会いただきますようお願い申し上げます。

**特典1**・康友会会員対象に毎月行われています無料法律相談を受けることができます。

**特典2**・年に一度行われているホテルでの総会（講演会、懇親会）に1名様まで無料で参加できます。（一般参加の方は10,000円いただいております。）

**特典3**・康友会が主催もしくは協賛しているセミナー（税務・法律・労務年金相談）に優先的にお値打ちに参加できます。

**特典4**・康友会旅行においての補助が受けられます。

**特典5**・過去の研修会、セミナー等のビデオ・CD等を無料で借りられます。

**特典6**・康友会サロンをはじめ、当センター内会議室を無料で使用できます。

【 入会金 】 無 料

【 会 費 】 半期毎に18,000円 但し、中途入会は月割りです。

お問い合わせは各担当者又は康友会事務局までお気軽にどうぞ。 TEL 052-331-1740

## 11月、12月の税務・労務



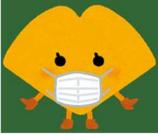
### 11月の税務・労務

- 10日 源泉所得税の納付  
住民税特別徴収額の納付
- 16日 所得税予定納税額第2期分の減額承認申請
- 30日 令和2年9月決算法人の確定申告、3月決算法人の中間申告、12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告（400万円超）  
個人事業税第2期分の納付  
令和2年9月決算法人の事業所得税申告及び納付  
所得税予定納税額（第2期分）の納付  
個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告及び納付（400万円超）  
特別農業所得者の予定納税額（第1期分）の納付

### 12月の税務・労務

- 10日 源泉所得税の納付  
住民税特別徴収額の納付（納期の特例を受けている者を含む）
- 28日 官庁御用納め  
保険料控除申告書及び配偶者控除等申告書等の提出...今年最後の給与等の支払を受ける日の前日まで健康保険・厚生年金保険被保険者賞与等支払届（期限＝支払後5日以内）
- 1月4日 令和2年10月決算法人の確定申告、4月決算法人の中間申告、1月・4月・7月決算法人の消費税中間申告（400万円超）  
固定資産税及び都市計画税第3期分の納付





# ご案内

康友会からのお知らせ

**【会員様対象無料法律相談日(予約制)】**

令和2年 11月 18日(水)  
 令和2年 12月 15日(火)  
 令和3年 1月 20日(水)  
 弁護士 長谷川 留美子

センターからのお知らせ

**【無料よろず相談日(予約制)】**

令和2年 11月 18日(水)

## 表紙の写真募集

葵総合経営センターではセンターだよりの表紙に掲載する作品を募集しています。

今回の表紙を飾ったのは流木アートです。素敵なお趣味ですね。背景部分は流木を数cm幅にカットしたものが組み合わされており、細かい作業に苦労されたようです。

このように様々な趣味の作品でも構いません。ご応募はお気軽に担当者、右記の電話番号へご連絡ください。お待ちしております。

## 名古屋港水族館に行ってきました！



センターイベントで水族館に行きました。イルカは人懐っこくて賢く、ずっと見ている飽きませんでした。マイワシのトルネードなどみどころたっぷり楽しかったです。写真はサメを下から撮ったところですが、迫力に圧倒されませんか？

## 休日のお知らせ

11月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

12月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

税務・労務・経営・法律に関することなら  
 専門家が何でもご相談に応じます。

### 税務相談

税 理 士 杉浦 康晴  
 税 理 士 杉浦 正康  
 税 理 士 古田 益三

### 労務相談

特定社会保険労務士 杉浦 玲子  
 特定社会保険労務士 都築 玲香

### 法人関係手続相談

行 政 書 士 加藤 紀男

### ライフプランの相談

ファイナンシャルプランナー(CFP) 二村 晃司

### 医療・介護経営相談

医療経営コンサルタント 中島 和人

### 相続相談

相続診断士 横尾 泰幸

### 法律相談

弁 護 士 長谷川 留美子

各種お申し込み、お問い合わせは  
 葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



## 葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

小林浩子 鈴木寛大 中島和人 加藤紀男  
 都築玲香 早川 毅 山田真義 木全美帆

先日、ヘアスタイルを中学時代以来のショートカットにしました！

度々、ショートカットにしてみたいと思いつつもなかなか踏み切れずにいたのですが、切ると決めたら案外あっさり切ることができました。

結果、すごく気に入っているので毎日気分良く過ごしています！何事もチャレンジですね！

都築 玲香